

(別紙2)

<第一段階：外観に基づく点検>

外観目視により、以下の事項に関し問題がないか確認する。高さ及び控え壁等の仕様・寸法については、組積造については建築基準法施行令第61条に、補強コンクリートブロック造の塀については令第62条の6及び令第62条の8に照らして適切か確認する。

- ① 高すぎないか。(組積造は1.2m以下、補強コンクリートブロック造は2.2m以下)
- ② 厚さは十分か。(組積造は壁頂までの距離の1/10以上、補強コンクリートブロック造は10cm<高さ2m超は15cm>以上)
- ③ 控え壁があるか。(組積造は4m以下ごとに壁の厚さの1.5倍以上突出した控え壁、補強コンクリートブロック造は3.4m以下ごとに塀の高さの1/5以上突出した控え壁を設ける)
- ④ 基礎があるか。
- ⑤ 老朽化し亀裂が生じたり、傾き、ぐらつきなどが生じたりしていないか。

<第二段階：ブロック内部の診断>

補強コンクリートブロック造の場合、外観点検で問題が発見された場合等に、補修方針を検討するため、ブロックを一部取り外して以下の事項を確認する。第二段階は建築士、専門工事業者等の専門家の協力を得て診断することが望ましい。

- ⑥ 鉄筋の接合方法、モルタルの充填状況は、令第62条の6に照らして適切か。
- ⑦ 鉄筋のピッチ及び定着状況は、令第62条の8に照らして適切か。
- ⑧ 基礎の根入れ深さは、令第61条又は令第62条の8に照らして適切か。

(注) 補強コンクリートブロック造の場合、構造計算により構造耐力上安全であることが特別に確かめられる場合は上記の仕様基準によらないことができる。

建築士、専門工事業者等の専門家への相談、問い合わせ先

(一社) 北海道建築士事務所協会 空知支部 (株式会社 金田設計内)
岩見沢市西川町 505 番地 8 ☎0126-25-0313

その他の問い合わせ窓口

岩見沢市建設部建築課建築指導係
岩見沢市鳩が丘 1 丁目 1 番 1 号 ☎0126-23-4111